

「部活動に係る活動方針」

宮城県白石高等学校

1 適切な休養日等の設定

【具体的な基準】

① 休養日の設定

- ・年間105日以上 of 休養日を平日と休日で設定する。

→ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

(少なくとも平日に1日、土曜日及び日曜日に1日以上を休養日とする。)

- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- ・考査の1週間前から考査終了までの期間は、活動を原則禁止とする。

- ・大会やコンクール等の前の時期は「ハイシーズン」として活動を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保する。

- ・各部の特性や天候なども考慮し、振り替えやオフシーズンで調整出来るものとする。

② 1日の活動時間

- ・平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。(準備、後片付け、移動時間は含まない。)

- ・平日は19:00、休日は17:00完全下校を原則とする。

③ 朝練習及び自主練習について

- ・朝練習は原則禁止とする。生徒が自主的に行う自主練習は、朝練習とはちがいが実施しても良い。

ただし、自主練習についても顧問が実施していることを把握しておき、事故等の緊急時に対応できるようにすること。

2 顧問による活動計画の作成及び公表

- ① 顧問は「部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者、外部指導者に説明し理解を求める。
- ② 顧問は活動計画を作成するにあたっては、学校行事や学習への影響を考慮する。
- ③ 顧問は年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。
- ④ 部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。